

【日本版デュアルシステム】

【ジョブカード交付対象訓練】

訓練コード:D004Y03

山形市会場

OA技術・CAD利用技術を習得する職業訓練です。

OAスペシャリスト科

受講生募集
定員10名

★パソコン・スキルにもっと磨きをかけたい・・・
★ものづくり分野などの広い分野の事務仕事
につきたい・・・
あなたの就職を支援します。

1月開講

★資格にチャレンジ

MOS Word/Excel
CAD利用技術者基礎試験

★実践的教育訓練システム

教育訓練(3カ月)

座学訓練
約2.5カ月

企業実習
約0.5カ月

[募集要項]

| | |
|-------|--|
| 訓練期間 | 平成24年1月6日(金)～平成24年3月26日(月) (3ヶ月間) 9:00～16:00(土日、祝日を除く毎日) |
| 説明会 | ・日時: 平成23年12月21日(水) 10時から(時間厳守) ・場所: 山形県立山形職業能力開発専門校 (裏面案内図を参照) ・内容: 訓練内容の説明と適性検査を行います。 ・持ち物: 筆記用具(鉛筆、ボールペン等)を持参ください。 |
| 募集締切日 | 平成23年12月16日(金) |
| 訓練場所 | 山形県立山形職業能力開発専門校 山形市松栄2-2-1 (裏面案内図を参照) |
| 定員 | 10名 |
| 対象者 | 公共職業安定所に求職の申し込みをした方で、職業に必要な技能、知識を習得し再就職を希望し、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた方 |
| 受講料 | 無料です。ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約20,000円、並びに検定受験料等は個人負担になります。 |
| 申込方法 | 求職の申し込みをしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。 |

お問い合わせ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号

TEL:(023)644-9227 FAX:(023)644-6850

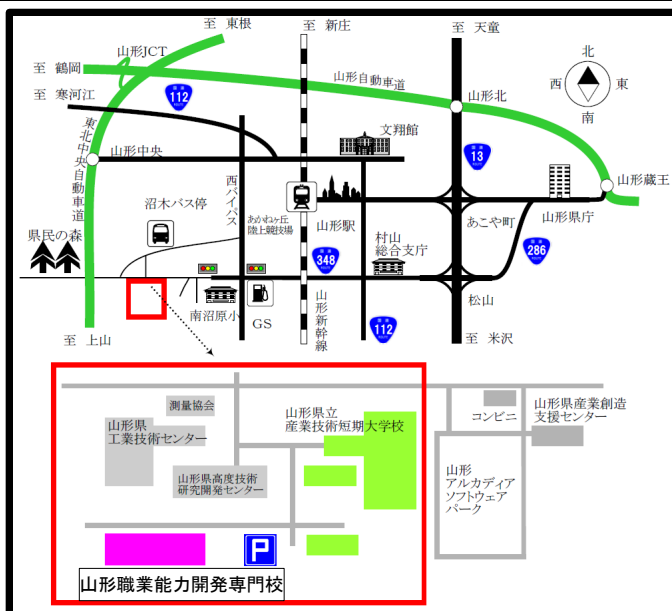
<http://www.yamagatanoukai.jp/>

訓練概要

| 科目 | 科目の内容 |
|---------|---|
| 文書作成 | Wordの基礎知識から表作成やレイアウトの設定などを学びます。ビジネス文書の作成テクニックを習得します。 |
| 表計算 | Excelの基礎知識から表作成、グラフ作成、関数の利用方法を学びます。ビジネスで使われる帳票類の作成テクニックを習得します。 |
| CAD利用技術 | 製図の基礎知識、CADの基礎知識、CADを利用した図面の作成方法を学びます。Auto CADによる図面作成テクニックを習得します。 |
| 管理部門の実務 | 生産管理、在庫管理、工程管理、品質管理等の基礎知識を学びます。 |
| 企業実習 | 座学訓練で習得した知識・技術を活用して、企業において実践をします。 |

【訓練会場及び説明会場】

場所：山形県立山形職業能力開発専門学校
 住所：山形市松栄2-2-1
 電話：023-644-9227
 (※無料駐車場あり)



【ご相談・お申込窓口】

| 窓口機関 | 郵便番号 | 住所 | 電話番号 |
|------------|----------|---------------|-----------------|
| 山形公共職業安定所 | 990-0813 | 山形市桧町2-6-13 | TEL023-684-1521 |
| 米沢公共職業安定所 | 992-0012 | 米沢市金池3-1-39 | TEL0238-22-8155 |
| 酒田公共職業安定所 | 998-0011 | 酒田市上安町1-6-6 | TEL0234-27-3111 |
| 鶴岡公共職業安定所 | 997-0013 | 鶴岡市東道形町1-13 | TEL0235-25-2501 |
| 新庄公共職業安定所 | 996-0011 | 新庄市東谷池田町6-4 | TEL0233-22-8609 |
| 長井公共職業安定所 | 993-0051 | 長井市幸町15-5 | TEL0238-84-8609 |
| 村山公共職業安定所 | 995-0034 | 村山市楯岡五日町14-30 | TEL0237-55-8609 |
| 寒河江公共職業安定所 | 991-8505 | 寒河江市西根字石川西340 | TEL0237-86-4221 |

★雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

★雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職のお申込みをしている公共職業安定所にご相談ください。